7　（略）
8　自動運航戦略官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　自動運航船（その運航を遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により行うことができる船舶をいう。以下この項において同じ。）の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
二　自動運航船の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関すること。
三　自動運航船の安全に関する検査制度の企画及び立案に関すること。
四　自動運航船に係る国際協定並びに国際機関及び外国の関係者との連絡調整に関すること。
9　国際業務調整官は、安全政策課の所掌に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（危機管理室並びに自動運航戦略官及び油濁保障対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
10～12　（略）
（環境涉外室及び技術企画室並びに海洋開発企画調整官、環境政策推進官、シップ・リサイクル対策調整官及び内航海運技術革新推進官）
第九十七条　海洋・環境政策課に、環境涉外室及び技術企画室並びに海洋開発企画調整官、環境政策推進官、シップ・リサイクル対策調整官及び内航海運技術革新推進官それぞれ一人を置く。
（削る）
（削る）
2　環境涉外室は、海洋・環境政策課の所掌に係る環境の保全に関する国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（技術企画室並びに海洋開発企画調整官及びシップ・リサイクル対策調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
3　（略）
4　技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（内航海運技術革新推進官の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
5　（略）
6　海洋開発企画調整官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
7　環境政策推進官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（環境涉外室及びシップ・リサイクル対策調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
8　シップ・リサイクル対策調整官は、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保に係る環境の保全に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
9　内航海運技術革新推進官は、内航海運に関する技術革新の推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

7　（略）
8　安全政策調整官は、命を受けて、船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策に係る特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
9　国際業務調整官は、安全政策課の所掌に係る国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（危機管理室及び油濁保障対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
10～12　（略）
（海洋開発戦略室、環境涉外室及び技術企画室並びに環境政策推進官及び先進船舶企画調整官）
第九十七条　海洋・環境政策課に、海洋開発戦略室、環境涉外室及び技術企画室並びに環境政策推進官及び先進船舶企画調整官それぞれ一人を置く。
2　海洋開発戦略室は、海事局の所掌事務に関する海洋の開発及び利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
3　海洋開発戦略室に、室長を置く。
4　環境涉外室は、海洋・環境政策課の所掌に係る環境の保全に関する国際協定並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（海洋開発戦略室及び技術企画室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
5　（略）
6　技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（先進船舶企画調整官の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
7　（略）
（新設）
8　環境政策推進官は、命を受けて、海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（他課及び環境涉外室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
9　先進船舶企画調整官は、先進船舶に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
（新設）